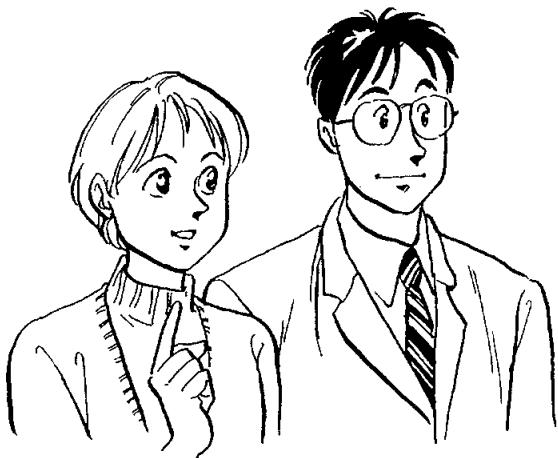


# 官製ワーキングプアをなくせ

「非常勤職員の給与決定の指針」を土台に待遇改善を



## 非常勤職員の 給与決定の指針

- ① 非常勤職員の給与額は、類似する職務の常勤職員の職務の級の初号俸の俸給月額を基礎として決めて支給すること
- ② 通勤手当を支給すること
- ③ 相当長期にわたり勤務する非常勤職員には期末手当を支給するよう努めること
- ④ 各庁の長は規程を整備すること

### ● 非常勤職員に朗報

人事院が「非常勤職員の給与決定の指針」を8月末にだしました（別掲）。本来、非正規職員の労働条件は正規職員と均等待遇が原則であり、大きな差別的待遇は大問題です。指針は、我々労働組合が人事院を追及し運動を進めてきた成果です。

### ● 「指針」は 給与改善の土台です

この指針に照らして非常勤職員の皆さんには自分の給与をチェックし、待遇改善を実現することが大事です。例えば、係員と同様の仕事をしている場合、行政職俸給表（一）の1級の初号（月額135,600円）が基礎なので、時給は783円（東京は908円）です。

### ● 当局の姿勢が重要

労働組合は、早く指針を踏まえた規程を作るように政府、各省庁に要求していきます。また、給与だけでなく、休暇、健康診断などについても指針を出すように運動を強化します。労働組合に入って一緒に頑張りましょう。

1人で悩まず、まずは労働相談

**03-3502-6365**

11月10日～11月20日

毎日、午前9時30分から午後8時まで受付  
【15日（土）16日（日）は除く】

**日本国家公務員労働組合連合会**（略称 国公労連）

〒105-0003 東京都港区西新橋1-17-14 リバティ14ビル3F  
TEL 03-3502-6363 / FAX 03-3502-6362 <http://www.kokko-net.org/kokkororen/> E-mail:soudan@kokko.or.jp

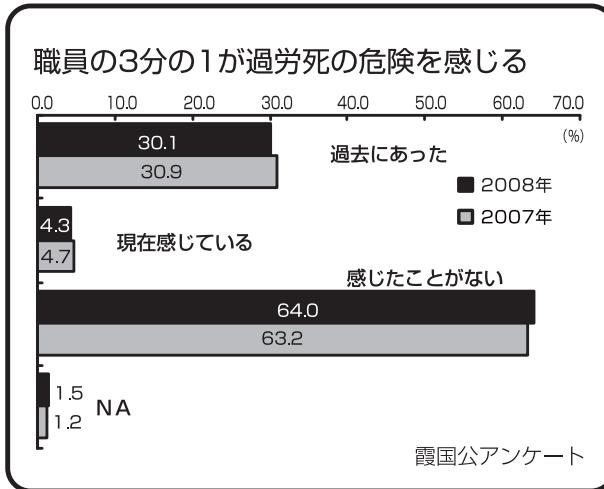
# 働きやすい職場を作ろう

## 勤務時間法の改正を一刻も早く

(一日7時間45分に)

8月の人事院勧告から既に3ヶ月となります。政府に、具体的な措置をとらせて働き安い職場を作りましょう。所定勤務時間について人事院は、民間準拠により1日あたり7時間45分、1週間あたり38時間45分への短縮を勧告しました。勤務時間法の改正を一刻も早く行うべきです。

超過勤務の縮減対策について、人事院は、法令協議や国会対応などの他律的な業務の比重が高い部署での超過勤務の上限時間の目安設定を図っています。従来より一步踏み込んだ内容ですが、政府に実効ある規制措置をとらせましょう。



## 行政切り捨てを許さず、あなたも労組へ

政府のすすめる「地方分権」は、国の役割を外交、防衛、政策企画に限定し、国の責任で行うべき医療、教育、職業紹介、防災などの公共サービス業務を財源保障もなく地方自治体に移譲するものです。結局、国の出先機関の廃止、国民サービスは切り捨てとなります。

行政の切捨てを許さず、国民本位の行政確立を目指すとともに労働条件を改善するためにあなたも労働組合に入って頑張りましょう。

労働相談 1人で悩まず、まずは相談

03-3502-6365

11月10日～11月20日

毎日、午前9時30分から午後8時まで受付【15日(土) 16日(日) は除く】

公務職場の職員の皆さん。非常勤の皆さん。

職場でのいろんな悩み・相談を電話で寄せてください。メールも可。

soudan@kokko.or.jp

私の悩み(例)

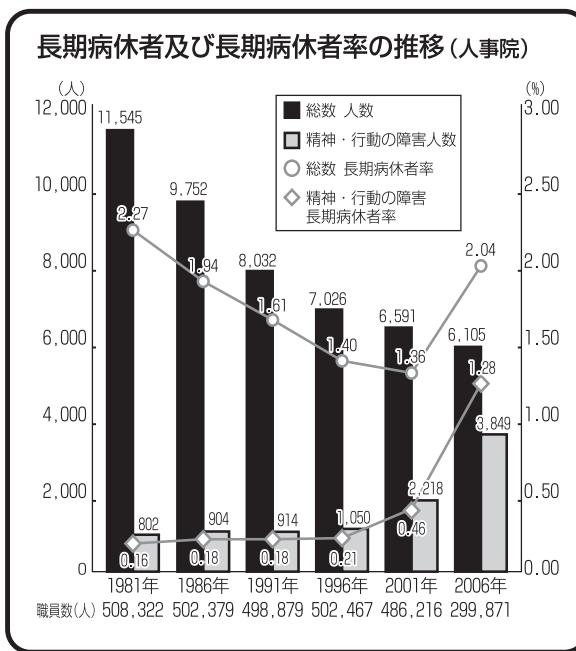
- 上司のいじめを何とかしてほしい
- 突然、3月末で雇用の打切りを言われた
- 病気休職が長期化し免職が心配
- 契約以外の仕事を押し付けられる

# 勤務時間法の改正を一刻も早く

(一日7時間45分に)

8月の人事院勧告から既に3ヶ月となります。政府に、具体的な措置をとらせて働き安い職場を作りましょう。所定勤務時間について人事院は、民間準拠により1日あたり7時間45分、1週間あたり38時間45分への短縮を勧告しました。勤務時間法の改正を一刻も早く行うべきです。

超過勤務の縮減対策について、人事院は、法令協議や国会対応などの他律的な業務の比重が高い部署での超過勤務の上限時間の目安設定を図るとしています。従来より一歩踏み込んだ内容ですが、政府に実効ある規制措置をとらせましょう。



## 行政切り捨てを許さず、あなたも労組へ

政府のすすめる「地方分権」は、国の役割を外交、防衛、政策企画に限定し、国の責任で行うべき医療、教育、職業紹介、防災などの公共サービス業務を財源保障もなく地方自治体に移譲するものです。結局、国の出先機関の廃止、国民サービスは切り捨てとなります。

行政の切捨てを許さず、国民本位の行政確立を目指すとともに労働条件を改善するためにあなたも労働組合に入って頑張りましょう。

労働相談 1人で悩まず、まずは相談

# 03-3502-6365

11月10日～11月20日

毎日、午前9時30分から午後8時まで受付【15日(土) 16日(日) は除く】

公務職場の職員の皆さん。非常勤の皆さん。

職場でのいろんな悩み・相談を電話で寄せてください。メールも可。

soudan@kokko.or.jp

私の悩み(例)

- 上司のいじめを何とかしてほしい
- 突然、3月末で雇用の打切りを言われた
- 病気休職が長期化し免職が心配
- 契約以外の仕事を押し付けられる